



外国人技能実習制度について

技能実習制度の正しい理解と企業の正しい活用方法とは？

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転づくりを図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

技能実習法には、技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念としては、技能実習生は、
①技能等の適正な習得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、
②労働力の需給調整の手段として行われてはならないことが定められています。(外国人技能実習機構HP抜粋)

技能実習制度の趣旨や法、活用する際の注意事項などについて詳しくお話しいたします。

第1部

法務省 出入国在留管理庁
在留管理支援部在留管理課 調整官
伊藤 純史氏



第2部

厚生労働省 人材開発統括官
海外人材育成担当参事官室 室長補佐
島崎 祐希氏



◇実施日時・場所・申込み・お問い合わせ

- ・日時：令和元年**6月20日(木)** 16:00～17:30
- ・場所：東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館 B104会議室
※入館証をお渡しいたしますので、15分前には会館前にお集まりください。
- ・講師：**法務省・厚生労働省**
- ・参加費：無料
- ・申込み：ホームページ(<http://nippon-saisei.jp>)の勉強会開催予定、又はFAXでお申込みください。
- ・お問い合わせ
中小企業の政策を考える会事務局 seisaku@nippon-saisei.jp

一般社団法人日本地域経済再生機構

大阪本部：大阪市北区中津1丁目6番33号
東京支部：東京都中央区新川2丁目8番33号3階
沖縄支部：沖縄県那覇市西2丁目7番1号
TEL：06-6355-4786 FAX：06-6809-1648



FAX : 06-6809-1648

勉強会申込FAX用紙

法人名	住所 〒
氏名	電話番号
参加人数	メールアドレス
備考	

※定員となり次第、締め切りとさせていただきます。

・外国人技能実習制度について

技能実習制度の正しい理解と企業の正しい活用方法とは？

- ・日時：令和元年**6月20日(木) 16:00～17:30**
- ・場所：東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館 B104会議室
※入館証をお渡しいたしますので、15分前には会館前にお集まりください。
- ・講師：**法務省・厚生労働省**
- ・参加費：無料
- ・申込み：ホームページ(<http://nippon-saisei.jp>)の勉強会開催予定、又はFAXでお申込みください。
- ・お問い合わせ
中小企業の政策を考える会事務局 seisaku@nippon-saisei.jp